

# 出品牛等輸送要領

第11回全国和牛能力共進会  
宮城県実行委員会事務局

- 1 第11回全国和牛能力共進会（以下「全共」という。）出品牛等の輸送（搬入・搬出）は、この要領により行うものとする。
- 2 全共に参加する公益社団法人全国和牛登録協会道府県支部・委託団体（以下「道府県支部等」という。）は平成29年7月31日（月）までに出品牛等搬入計画書（様式第1号）、出品牛等搬出計画書（様式第2号）及び出品牛等輸送車両駐車証交付申請書（様式第3号）を第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出し、この計画に基づき出品牛等の輸送を行うものとする。
- 3 事務局長は、前項の出品牛等搬入（搬出）計画書に基づき搬入（搬出）時間を調整の上、受入時間等を当該道府県支部等に通知するとともに計画車両の入場許可証を交付する。また、前項の出品牛等輸送車両駐車証交付申請書に基づき、当該道府県支部等に対し輸送車両駐車証を交付する。更に、出品関係車両（連絡車等）の専用駐車場への駐車許可証を別表「各道府県共進会関係者 駐車許可証交付計画」に基づき交付する。

なお、出品牛の搬出は原則として閉会式終了後とし、遠距離地域を優先し調整するものとする。
- 4 各道府県支部等は不測の事態に備え、余裕のある運行に心がけ、出発の際には、出品牛等の積込みを完了次第、車両ごとの出発時刻及び到着予定時刻等をFAXで事務局長に連絡するものとする。なお、輸送中の特別な事由により、到着予定時刻が搬入計画時刻と大幅に変動する場合は、その旨を速やかに報告し、搬入時間変更の許可を得るものとする。
- 5 事務局長は、前項の連絡を受けたときには別に定める宮城大会運営本部種牛対策部出品牛輸送班、肉牛対策部出品牛輸送班（以下「出品牛輸送班」という。）及び同本部家畜衛生部と連携し、出品牛等の受入体制に万全を期するものとする。
- 6 各会場における出品牛等の搬入（搬出）時間帯は次のとおり定める。

		種牛会場	肉牛会場
事前荷物搬入	平成29年9月4日(月)	12:00～17:00	—
搬入	平成29年9月5日(火)	6:00～18:00	13:00～17:00*
	平成29年9月6日(水)	6:00～10:00	6:30～17:30
搬出	平成29年9月11日(月)	13:00～	—

\*肉牛会場への9月5日の搬入については、種牛との混載等の事由で事務局長が承認した場合に限る。

- 7 夜間における出品牛等の搬入・搬出は原則として行わない。ただし、搬入がやむを得ず前項に掲げる時間外に及ぶときは、出品牛等搬入計画書（様式第1号）提出の際に別途理由書を添え事務局長の承認を得るものとする。
- 8 前文に掲げる内容により承認された輸送計画は原則として変更しない。
- 9 輸送中の事故・その他トラブルについては事務局は一切その責を負わない。
- 10 出品牛等輸送に係る注意事項については付則に定める。
- 11 本要領は、平成29年6月26日から施行する。
- 12 本要領は、平成29年9月12日限り、その効力を失う。

【連絡先】 第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会事務局  
〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目1-6  
TEL：022-714-2984 FAX：022-714-2985  
e-mail：[miyagi-zenkyou@pref.miyagi.lg.jp](mailto:miyagi-zenkyou@pref.miyagi.lg.jp)

## 【付 則】

### 出品牛等輸送に係る注意事項

- 1 出品牛等の搬入にあたっては、家畜の健康状態・道路等の交通事情を十分に勘案の上、無理のない計画を立案し、輸送中においても事故のないよう細心の注意を払うこと。万一事故発生の際は輸送業者と相談し、最寄りの都道府県畜産課・家畜保健衛生所・その他畜産関係機関に連絡の上処置すること。
- 2 出品牛の輸送において、不測の事故に備えるため、運送保険等に加入し経済的損失を最小限にできるよう万全の措置を講じること。
- 3 出品牛の輸送中にあつては、出品牛の健康管理に十分留意すること。また汚物等は各自責任を持って処理し、環境保全に努めること。
- 4 出品牛等の搬入（搬出）を円滑にするため、会場近隣に一時待機場を設けるので、輸送車両（荷物運搬車両を含む）は、一旦当該待機場に駐車し、出品牛輸送班の指示により会場内へ車両を移動させ出品牛等の搬入（搬出）をすること。
- 5 会場到着後は、出品牛輸送班の指示・誘導に従い所定の場所に駐車させること。車両内の汚物等廃棄物は、班員の指示に従い所定の場所に廃棄すること。ただし、畳、木材等の粗大ゴミは持ち帰ること。
- 6 会場に持ち込む荷物類には道府県名を名札等で表記し、荷降ろしはすべて道府県ごとに出品者もしくは関係者が行うこと。盗難・置引き等には十分注意すること。
- 7 出品牛等の搬出は搬出計画に沿い、出品牛輸送班の指示に従い遅滞なく速やかに作業を進行させること。また、最終目的地に到着の際は、事務局長に対し、出品牛及び出品者の状況を報告すること。